

国際教養大学短期外国人留学生受入規程

平成 20 年 1 月 29 日
理 事 長 決 定
規 程 第 6 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第 6 3 条の規定に基づき、同第 6 2 条第 1 項に規定する外国人留学生で、所定の期間に限り、本学に入学を志願する者（以下「短期外国人留学生」という。）の本学への受入に関して必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第 2 条 短期外国人留学生の資格は、原則として、申請時点において次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 海外の大学又はその他の高等教育機関の正規課程に在籍する者であって、本学に留学する時点で最低 2 学期以上履修している者

(2) 国際教養大学履修規程で定める GPA が 2.5 又は同等以上の者

(3) 別表に定める試験において、所定の点数を取得している者

(4) 留学の目的及び計画が明確で、本学への留学により効果が期待できると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、学則第 4 1 条第 1 項に定める本学と提携している外国の大学（以下「提携先大学」という。）に在籍している者については、提携先大学が学業成績、素行共に優れている者として推薦した者

(受入期間)

第 3 条 短期外国人留学生の受入期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、学長が承認した場合は、その期間を延長することができる。

(選考)

第 4 条 短期外国人留学生の選考を審議するため、短期外国人留学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、各課程長、日本語プログラム代表、学生部長をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは選考委員会にその他の教職員を加えることができる。

3 短期外国人留学生の受入については、選考委員会での選考に基づき学長が決定し、教育研究会議にて報告をする。

(授業料等の免除)

第 5 条 提携先大学からの短期外国人留学生については、本学の入学金及び授業料を免除する。

(履修手続)

第6条 短期外国人留学生は、学則第37条、別表及び第62条第2項で設ける授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、短期外国人留学生は、原則として、正規学生にのみ提供をしている科目を履修することはできない。

(成績証明書の交付)

第7条 受講した授業科目について、担当教員の成績評価に基づき、当該短期外国人留学生に成績証明書を発行する。

(学則等の適用)

第8条 短期外国人留学生には、この規程のほか、学則及びその他の規程を適用する。

(特別講座)

第9条 サマープログラム等特別に開講される講座を受講する外国人の受入については、日本語プログラム代表、学生部長での選考に基づき学長が決定し、教育研究会議に報告をする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、短期外国人留学生の受入に関し必要な事項は、教育研究会議の議を経て学長が定める。

(庶務)

第11条 この規程に関する事務は、事務局国際センターが行う。

附 則

1 この規程は、平成20年1月29日から施行する。

2 この規程の施行日前に本学での履修を修了した者又は現に履修中の者については、この規程に定める手続を経て短期外国人留学生として本学への受入が認められたものとみなす。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

英語能力の要件について

英語を母国語としない者で本学での学修を志願する全ての学生は、本学が要求する英語の水準を証明しなければならない。受入最低資格は下記のとおりとなっている。

受入可能な証明書

| 名称 | 水準 |
|---|----------------------------|
| International English Language Testing Service (IELTS) | 6.5 以上 |
| American Test of English as a Foreign Language (TOEFL) | 500 以上(PBT) 173 以上(CBT) |
| Test of English for International Communication (TOEIC) | 630 以上 |

上記以外の英語能力証明書については、選考会議にて審議する。